平成２４年（フ）第６６号
長野県安曇野市穂高有明8170番地２
債務者　村田　昌一
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　寛文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１５号
大阪府柏原市本郷２丁目３番10号
債務者　小笠原真智子
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　直之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
大阪府松原市阿保５丁目６番４―404号、前住所大阪府松原市別所７丁目９番３―202号
債務者　賀数めぐみ
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　直之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
堺市南区原山台５丁３番１―1006号、前住所大阪府和泉市伏屋町２丁目１番15号
債務者　坂元　正秀
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　直之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
埼玉県草加市住吉２丁目５番９号　帝都自動車交通草加寮202号
債務者　星子　俊男
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
神奈川県横須賀市ハイランド１丁目41番５号
債務者　冨田　千秋
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　義久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第８２号
神奈川県横須賀市ハイランド１丁目41番５号
債務者　冨田　哲朗
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　義久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３６号
名古屋市瑞穂区佐渡町５丁目３番地　ファルコン瑞穂202号
債務者　一阡店こと　佐野　憲児
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野　真二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２号
長野県塩尻市大字広丘吉田547番地８　エスポワール吉田101号
債務者　永田　　真
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小岩井弘道
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６５７号
札幌市厚別区厚別東１条３丁目１番20号
債務者　東島　　剛
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　絵理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０号
熊本市東区月出５丁目４―25　オレンジコーポ101、住民票上の住所熊本市西区池田３丁目38番15号
債務者　上園　宏遠
１　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福山　素士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４８９号
宮崎市月見ケ丘５丁目40番８号
債務者　中村　一郎
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６号
長野県安曇野市堀金烏川1292番地３
債務者　安部　昌次
１　決定年月日時　平成24年４月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　唐澤　佳秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８９号
静岡県島田市横井３丁目２―23　プランドールアセットＥ202号室、住民票上の住所静岡県島田市祇園町8645番地の３
債務者　山田　貴弘
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　洞江　　秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４号
三重県桑名市長島町平方105　シリウス四番館101、住民票上の住所三重県桑名市長島町小島132番地
債務者　伊藤雪子こと　イトウ　ラムン
１　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　服部　一孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１４６０号
大阪府大東市灰塚２丁目14番25号　アメニティＫＳパートⅡ405
債務者　山根　　真
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　周一
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４号
岩手県一関市大東町摺沢字街道下26番地12　雇用促進住宅508号、前住所宮城県気仙沼市松崎尾崎48番地12
債務者　畠山　誠司
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部